

会 議 録

附属機関の名称		第5回 豊島区リサイクル・清掃審議会
事務局（担当課）		清掃環境部計画管理課
開催日時		平成20年5月20日（水） 午後3時～午後4時52分
開催場所		区役所本庁舎4階 議員協議会室
出席者	委員	松波淳也、小祝慶紀、山田正人、長澤広幸、平井英男、藤居秀三、戸部昇、高橋佳代子、渡辺くみ子、高埜秀典、鷺崎智恵子、吉倉英子、庄司佳子、天野義憲、辻陽子、齋藤賢司、篠靖夫 （敬称略）
	その他	
	幹事	計画管理課長、環境課長、環境政策担当課長、豊島清掃事務所長
	事務局	計画管理課管理係長、計画調整係長、資源リサイクル係長、循環型社会推進担当係長 環境政策担当課環境計画担当係長 豊島清掃事務所作業係長、指導係長、繁華街対策担当係長
公開の可否		公開 傍聴人数 3人
非公開・一部非公開の場合は、その理由		
会議次第		<p>1 議事</p> <p style="padding-left: 40px;">審議会における検討スケジュールについて</p> <p style="padding-left: 40px;">事業系ごみ対策について</p>

(午後3時00分開会)

計画管理課長 まだ遅れている方がいらっしゃいますけれども、定刻になりましたので開会させていただきます。では、会長、お願いします。

会長 皆さん、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまより、第5回豊島区リサイクル・清掃審議会を開会させていただきます。

事務局より、本日の出欠について、報告をお願いいたします。

計画管理課長 皆様におかれましては、ご多忙中も関わらず、ご出席賜りましてありがとうございます。

最初に、出欠の前に、前のマイクの取り扱いについて説明いたします。以前にお話しておりますけれども、発言されるときは、発言と書いてあるボタンを押して、発言が終わったとき、またもう一度押すとランプが消えます。そういう取り扱いをお願いいたしたいと思います。

本日の出欠でございますが、本日は根本委員、大野委員、遠竹委員、永野委員、中村委員、春田委員、藤井委員の7名の方からご欠席の連絡をいただいております。また、山田委員については遅れて参るということで、後ほどお見えになるかと思っております。過半数に達しておりますので、定足数は満たしております。

また、今回の審議会より、新たに2名の委員の交代がございまして、その方をご紹介させていただきます。大変恐縮ですが、お名前を申し上げますので、その場でお立ちいただければと思います。

まず、お一人ですが、東京商工会議所の豊島支部事務局長の交代がございまして、山本芳生様の後任である長澤広幸様を新たに委員としてお迎えいたしました。

長澤委員 商工会議所の長澤です。よろしくをお願いいたします。

計画管理課長 もう一人ですが、本日、所用によりご欠席でございますけれども、豊島区立椎名町小学校長の長野忠雄様、前任でありました駒込小学校校長の田中信夫様の後任として、新たに今回からご就任ということでございます。

それから、あわせて4月に人事異動がありまして、区の関係職員も一部入替えがございましたので、この場でご紹介をさせていただきます。

まず、環境政策担当課長の椎名礼子でございます。

それから、環境課長も変わりました、新たに常松洋介でございます。

それから、清掃事務所の所長も交代をいたしました。前環境課長でありました森康一でございます。

また、事務局の職員も一部変更がございまして、計画管理課、計画調整係長の馬場でございます。同じく計画調整係の上住でございます。この二人からいろいろご連絡差し上げるかと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

会長 続きまして、本日、傍聴を希望される方はいらっしゃいますか。

計画管理課長 2名の方がいらっしゃいます。

会長 それでは、傍聴希望者の入室をお願いいたします。

(傍聴者入場)

会長 それでは、会議次第に従いまして、本日の議事を進行してまいりたいと思います。

今回、主要項目のうち、事業系ごみ対策について、審議を行いたいと思います。

事務局より、資料の説明をお願いします。

計画管理課長 それでは、説明をさせていただきます。

今回の資料につきましては、既に皆様のところにお届けはしておりますけれども、お手元のファイル、同じものを用意してございます。また、資料について、一部字句の訂正がありましたので、今回配付したものをご使用いただければと思います。

まず、配付資料の確認をお願いしたいと思います。それぞれ資料の右肩に資料番号が付されてございます。まずは資料の第5 - 1号、審議会における検討スケジュールでございます。ご審議いただく内容、時期についてお示しをさせていただいております。

続きまして、資料の第5 - 2号が「事業系ごみ対策」についてでございます。本日、これを用いて審議を行っていただきます。

続きまして、資料の第5 - 3号でございますが、新資源回収事業(廃プラスチックサーマルリサイクル)実施プランの概要、それと第5 - 4号、新資源回収事業(廃プラスチックサーマルリサイクル)実施プランでございます。本日の議事の終了後、このうち実施プランの概要に基づきまして、内容を説明させていただきたいと思っております。

最後に、参考資料といたしまして、豊島区事業系廃棄物排出実態調査報告書、これは先ほど申し上げた、資料第5 - 2号に一部掲載をしております。それから、廃プラスチックサーマルリサイクルモデル実施地域排出状況調査報告書でございます。この2つの参考資料、いずれも豊島区における廃棄物の排出状況の調査を取りまとめた報告書でございます。後ほどご覧いただければと思います。

以上が本日の配付資料でございますが、もし揃っていないようでしたら、お手を挙げていただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、まず、資料第5 - 2号に従いまして、説明をさせていただきたいと思えます。

では、座らせて説明させていただきます。

それでは、資料の第5 - 2号、「事業系ごみ対策」について、お取り出しいただきたいと思えます。1枚、紙をおめくりいただきたいと思えます。目次が2ページに載っております。今回は事業系ごみの中で、行政収集の課題と方向性、それから、繁華街収集の課題と方向性、これらについて、ご審議いただきたいと思っております。

3ページ以下、関係資料が載っておりますが、まず12ページをあけていただければと思えます。まず、大きな課題の一つですが、行政収集の課題と方向性というところ

で、課題を5つ書かせていただいております。それぞれ課題の1から5という番号を振らせていただいておりますが、関係資料がその前に、11ページ以前に載っております。課題の1に対応するものというのは、右肩の方に課題の1と、そういう表記をさせていただいておりますので、それは符合するものでございます。

それでは、3ページにお戻りいただきたいと思っております。事業系の廃棄物の処理に関する関係法令の規定でございます。まず、上段の方に事業者の責務が載っております。大きな根本法になる廃棄物処理法には「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」という規定がございます。それを受けまして、区条例の中におきまして同様の規定が10条2項に載っております。「区長は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の処理を行うものとする」と規定されております。まず、家庭廃棄物の処理ということが第一義にありまして、それに支障がないという場合のみ、その事業系一般廃棄物の処理を行う規定になっております。

下段の方をご覧くださいと思います。事業者への運搬の命令等の記載でございますが、法律の方では、「市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる」と規定されております。次に、区条例になりまして、「区長は、規則で定める量」、これは多量という意味を具体的に規則にゆだねておりますけれども、「規則で定める量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、その事業系一般廃棄物を運搬し、又は処分するよう命ずることができる」という規定になっております。区の規則に、ここで条例に委任された規則で定める量を具体的に規定をしております。1日平均又は臨時に50キログラム以上という定めになっております。

4ページをおあけください。こちらの方は豊島区の事業者数、規模・業種別に載せていただきました。左側、事業者による規模に分けておりまして、これは東京都の統計のものでございますけれども、墨塗られた部分、ご覧いただけたと思います。1人～4人が約54%、5人～9人が約21%になっておりまして、7割を超えるところがかなり小規模な事業者になっております。それから、右手の方に業種別の事業者数が載っております。それぞれ上の方から多い順に掲載しておりますけれども、特に卸・小売業、それからサービス業、飲食店・宿泊業と、この3つが他に比べて非常に抜きん出ている状況でございます。

それから、民間収集の利用状況、5ページでございます。これは課題の1に対応するものでございますが、まず、この表になっております豊島区、23区平均、後ほど申し上げます駅周辺の繁華街の収集、これは一般的な地域と異なる取り扱いをしている区でございます。15ページをご覧くださいませ。繁華街収集を実施しているところが豊島区を含んだ7区ございまして、このことを示しております。

もう一度お戻りいただければと思います。この繁華街収集実施区の平均が載っておりまして、それぞれ事業者数を掲載しております。これだけ見ると豊島区は少ないということになるのですが、これは23区の平均は23で単純に割っておりますので、こういった結果になります。例えば1キロ平方メートルと同じ面積で比較しますと、豊島区の場合は1キロ平方メートル内に1,503事業者があります。23区平均ですと、1キロ平方メートル当たり895事業者、繁華街の収集実施区平均ですと、1キロ平方メートル2,385事業者ということになりまして、豊島区の場合、23区平均と比べるとかなり多いということになります。それから、その事業者のうち、民間収集業者さんの作業箇所数というのは、取り扱っている事業者数とお考えいただければと思います。それぞれの事業者数のうち、民間収集業者さんが収集・運搬している事業者が、豊島区は2,764、23区は3,093、繁華街区の平均は4,539ということで、民間収集の割合ですが、豊島区の場合14.1%、23区平均12.8%、繁華街収集実施区の平均では13.5%となります。民間収集の割合A/Bとなっておりますが、これは逆でございます。B/A、アルファベットを逆転させていただければと思います。申しわけございません。

6ページ、これは課題の2、手数料の関係の資料でございます。事業系廃棄物処理手数料の歳入推移ということで、これは推定値でございますが、何も網かけがない部分は、本来のごみ量からすれば、本来、こういった歳入として入ってくる額だということで、網かけのない一番背の高い棒のところ本来の歳入額でございます。網かけのところ実際に入っている歳入金額でございます。歳入割合を折れ線グラフで示しておりますが、大体3割の前半の数字で、30%前半の数字で推移しているところがございます。3分の1にとどまっております。3分の2は手数料の、いわゆる有料シールというものが貼られていないということになります。

7ページ、豊島区の事業系ごみ量（平成18年度）、これは課題の3に対応いたしますけれども、そのごみ量の割合を示しております。平成18年度を合計しますと、豊島区の場合は11万2,894トンというのが豊島区から排出されるごみ量ですが、うち区が収集している家庭ごみは34.7%、区が収集している事業系ごみは28.8%、民間の事業者さんが収集している事業系ごみは36.5%となっております。右側の23区全体の事業系ごみ量の推計と比較していただければと思います。23区全体では、区収集の家庭ごみが40.4%、事業系のうち、区収集が25.3%、事業系ごみの民間収集が34.3%ということで、事業系のごみ量だけ比べますと、23区全体では約60%ですが、豊島区の場合は、65%を占めております。その分、区収集に占める家庭ごみの量はかなり低い数値になってございます。それから、枠の中のところですが、事業系ごみ民間収集比率ということで、事業系ごみのうち、民間収集と区収集がございますけど、そのうちの民間収集の占める割合が、豊島区は55.9%、23区で10位ということになっております。23区平均では57.6%、そ

れから、繁華街収集実施区の平均では70.1%ということをございまして、豊島区では、その事業系ごみのうち、民間収集の比率が低い状態になってございます。

8ページ、課題の4に対応いたします廃棄物処理手数料の関係の資料でございますが、昨年、手数料の改定の決定がございまして、本年の4月から手数料が改定されております。19年度までキロ当たり28円50銭、これを4円引き上げまして、20年度から32円50銭となっております。内訳は、右側に書いてある収集・運搬経費が、16円が18円に、処理・処分経費が12円50銭から14円50銭という内訳でございます。この根拠法令ですが、自治法上に手数料の根拠規定があります。それを受けて、区条例の方で具体的な廃棄物処理手数料が掲げられてございます。

3番目、ご覧いただければと思います。民間収集事業者の収集・運搬料金ですが、これは法の制限がございまして、手数料が上限の額となっております。その部分を引用しております。第1項の許可を受けた者及び第6項の許可を受けた者、民間の収集業者さんで一般廃棄物の処分業者と言っていますが、当該自治体の許可を受けなければならないと謳ってございまして、その許可を受けた者は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分について、当該市町村が条例で定める収集・運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない、と規定されています。手数料の額が上限となっております。民間の収集業者さんの料金は、手数料の範囲の金額で契約しなくてはならないということになります。

9ページでございます。同じく課題の4に対応するものです。手数料と処理原価との関係を示させていただいております。18年度の決算に基づきまして算定をいたしますと、豊島区の処理原価がキロ当たり50.4円となっております。現在、新しい料金でも32円50銭と、実際のところは17円90銭の乖離がございまして、23区平均処理原価を見ますと、豊島区よりも少し高い金額になってございまして、キロ当たり56円80銭ということでございます。

10ページです。課題の5、食品リサイクル法改正の影響の部分でございます。法改正がなされたのが平成19年、昨年の12月から改正法が施行されまして、まだ具体的にどういう影響が出てくるかというのはわかりませんが、その法改正の中身についてだけ記させていただいております。まず、食品関連事業者に対する定期報告義務の創設ということで、ここで言っている食品関連事業者、食品の製造業・卸売業・小売業・外食産業、こういったものを言っておりますが、食品廃棄物の発生量、再生利用の状況を報告する義務が課されております。しかし、すべての事業者ということではありません。「食品廃棄物の発生量が年間100トンを超える」と書いてあります。申しわけございません、これは正しくは「年間100トン以上」です。年間100トン以上の食品関連事業者は、毎年度、主務大臣に定期報告を行うということになっております。

それから、2点目です。フランチャイズチェーン事業を展開する食品関連事業者のあ

り方というところで、今般、この改正によりまして、フランチャイズチェーン事業を行う食品関連事業者の廃棄物の発生量は、今まで本部だけということでありましたので、その加盟者は加わっていませんでしたが、その加盟者において生じる発生量も含めて、多量発生事業者であるかどうかを判定することになりました。フランチャイズの場合は、加盟者から出る発生量も含めて100トン以上かどうかを判定をするというところですよ。

3つ目の改正点ですが、食品関連事業者の取り組みの円滑化ということで、再生利用事業計画が主務大臣の認定を受けた場合、一般廃棄物に係る収集運搬の許可が不要になるということで、例えば、食品関連事業者がその事業者から発生する食品廃棄物の飼料化・肥料化、そういったリサイクルに取り組みまして、そこででき上がった飼料・肥料を利用して、これから生産された農畜産物を購入し、販売するというような循環の輪といいますか、リサイクルループと言うそうですが、こういったリサイクルの循環をつくる計画を出して主務大臣の認可を受けた場合、これは当然、複数の自治体に収集・運搬がまたがるわけですが、一般廃棄物に係る収集・運搬の許可はこの場合は不要だという、緩和措置が設けられております。

それから、一番最後でございます。再生利用の手法に「熱回収」の追加をいたしております。これまで再生利用は肥料化・飼料化、油脂製品化あるいはメタンガス化、こういった手法でございましたが、焼却して、そこから発生する熱を回収するという熱回収も再生利用の手法に加えられたというところですよ。ただし、無条件ではございません。熱回収の条件は、下の右側に書いてありますが、二つ要件がございます。当該食品循環資源の再生利用が可能な施設、いわゆるリサイクル施設が、半径75キロメートル以内に存在しないということと、メタン化と同等以上に高い効率で発電等のエネルギー回収、利用できるということ、この2つが条件になっております。それから、左側には豊島区内の主なフランチャイズの事業者数が載せてありますので、ご覧いただければと思います。

それから、11ページです。豊島区における事業系ごみ対策、今現在、こういった対策をとっているかということで掲載をしております。5つ載せていただいておりますけれども、上段の3つが、20年度の新規事業でございます。最初につきましては、事業系のごみ民間収集の移行促進事業でございます。商店街単位で民間収集の移行を推進するというところで、一定数の事業者が民間業者と契約した商店街には補助金を支出するという中身でございます。

それから、2点目ですが、これはちょっとご覧いただければと思います。もう一つ下、3点目でございますが、事業用建築物廃棄物減量対策事業、こちらの方は19年度以前は、面積が3,000㎡以上の建物が対象になっておりましたが、1,000㎡以上の床面積の建物への廃棄物の減量、適正排出の指導を行うことで、対象を拡大してございます。

12ページでございます。行政収集の課題と方向性ということで、課題と方向性の案をお示しさせていただいております。方向性の案でございますが、事業の処理責任を明確化するため、事業系一般廃棄物の行政収集を見直す。短期的な対応としましては、手数料改定の影響を踏まえつつ、ごみ処理券の貼付指導や適正排出のPRを強化する。もう一点は、中小企業者が民間収集に切りかえるような誘導的施策を展開する。中期的な対応としましては、民間収集への移行状況を踏まえ、行政収集の範囲の大幅な縮小に向けた準備を行う。あわせて、事業系の資源回収のあり方について検討する。長期的な対応については、行政収集の範囲を大幅に縮小する、という中身でございます。

それから、13ページです。これから繁華街収集の資料になります。まず、21ページをお開けいただきたいと思っております。21ページが、この課題に対するまとめになっております。繁華街収集の課題と方向性ということで、課題については、繁華街収集における収集のあり方でございます。繁華街地域は一般の地域と異なる取り扱いになっております。他の部分が括弧内に書いてあります。毎日収集の実施をしている、資源回収がなされていないという大きな点が繁華街と一般地域とで異なるところでございます。

13ページにお戻りいただきたいと思っております。繁華街とその他の地域の比較でございますが、その前に14ページをご覧ください。繁華街の範囲を明示しております。池袋駅の東口・西口をお示ししておりますが、特に黒く塗られたところが駅舎でございます。それから、太線で囲っているところが繁華街収集における繁華街でございます。ここでは、全域で毎日収集を行っているのですが、薄く塗られている部分については、日曜日も含めて収集を行っている地域でございます。

前に戻らせていただきます。13ページをお開けいただきたいと思っております。繁華街については、先ほど明示した池袋駅周辺になっておりまして、0.68平方キロメートル、2,024世帯です。この収集量は、下のとおりです。収集回数は、可燃ごみについては週6回、不燃ごみについては週6回、資源回収はなされておられません。ただ、先ほどお示した薄く墨塗りされた部分については、日曜も収集を行っております。なお、年末年始のお休みですが、年末は休みませんが、年始の1月1日から3日でございます。収集時間は、7時から8時の早朝時間でございます。一般の地域は、収集回数のところをご覧ください。現在、可燃ごみは週2回、不燃ごみは週1回、資源が週1回になっておりますけれども、本年度10月からは、可燃ごみは変わりませんが、不燃ごみについては月2回、資源については週2回となっております。こちらの年末年始の休みは12月31日から1月3日まででございますが、ごみの収集時間は、現在のところ、時間帯収集ということで3区分になっておりますけれども、10月からは8時からということでございます。

それから、繁華街は0.68平方キロメートルですが、一般地域での0.68平方キロメートルでは、どれだけの世帯があって、どれだけのゴミ量があるのかということ

を示させていただいております。繁華街地区は一般地域と比べ3分の1以下の世帯数でございます。ただし、ごみ量はかなり多くなってございます。

15ページです。他区の繁華街収集、先ほどご覧いただきましたが、豊島区も含めて7つの区で実施をしております。区名の下に括弧の中は、具体的な繁華街の地域を示させていただいております。まず、月曜日から土曜日の収集につきましては、いずれの区も、可燃ごみについては週6回でございます。ただ、不燃ごみについてはばらつきがございまして、中央区・新宿区が週1回、千代田区が週2回、渋谷区が週5回、港・台東・豊島については週6回となっております。それと日曜収集のところをご覧いただければと思いますが、実施しておりますのが4つの区、繁華街の一部で実施というところが中央区・豊島区でございます。全域で実施というのは台東・渋谷でございまして、これは可燃ごみ・不燃ごみいずれもやっているというところでございます。大きく違いますのは資源回収でございます。資源回収については、7区のうち、豊島区を除く6区については週1回を実施しておりますが、豊島区は実施をしておりません。

16ページです。繁華街の収集ごみ量の推移ということでございます。平成13年度から掲載をしております。1は、繁華街全体の収集量で、上段の方が不燃ごみ、下段の方が可燃ごみでございます。2は、日曜収集に限定して書かせていただいております。不燃ごみについては日曜収集の場合は若干変化しているなどばらつきがありますが、さほど極端な変化はありません。可燃ごみについては、このところ大きく減少してきているという状況がございます。

それから、17ページでございます。池袋繁華街地区のカラス対策事業でございまして、事業の概要を掲げておりますが、昨年の9月から11月にかけて、繁華街地区のごみ集積所のカラス被害の防止という目的で、カラスで回避効果があるという黄色いごみ袋を実際に使用して検証いたしました。規模については記載のとおりでございますが、カラスの被害の抑止効果、これは実際に使った黄色いごみ袋は、2%から6%近く使用されてございまして、いずれもカラス被害の抑止効果が認められております。今年度も引き続き、この黄色いごみ袋の普及を図っていきたいと考えております。それからあわせて、ごみ処理券の貼付率の影響ですが、これは事業者に合わせておりますので、黄色いごみ袋をお使いになっている事業者を見ますと、それ以外の袋から見ると、ごみ処理券の貼付率が極めて高い状況にございます。

18ページでございます。繁華街ごみの組成割合でございます。先ほど冊子でお示しをした、その一部をとらせていただいております。これは右側に書いてありますが、従業員1名・1日当たりのごみ排出量ということで、最も多いのは飲食店、極端に大きくなってございます。次いで、小売・販売業という順でございます。組成割合を書いてありますけれども、飲食店はやはり厨房のごみが多く、8割を占めてございます。

それから、繁華街におけるごみの排出頻度、これはアンケート調査を実施いたしまし

た。こちらについても、飲食店については90%を週5回以上が占めてございます。一方、情報・通信業、サービス業では、大体、月2回から4回というところが多いようございまして、小売・販売業は週1回から3回というのが最も多いという状況です。

20ページです。日曜収集に要する費用でございます。繁華街収集にどれだけの費用を要しているかを資料としてお示しできればと思っていたのですが、実際のところ、月曜日から土曜日につきましては、一般の地域と合わせて、同じ車、同じ職員が合わせて繁華街を回っているため、はっきりと経費が出てきません。日曜日収集については、繁華街地域だけでございますので、はっきり数字を把握できるため、今回お示しをしております。この中で、車両経費が1,676万円余かかっております。人件費については593万円余、2,270万円余の費用でございます。これは平成20年の予算から導き出したものでございます。

21ページはまとめでございます。繁華街収集の課題と方向性という案でお示ししております。課題については先ほどお示ししたとおりです。方向性の案でございますが、事業系ごみの民間収集移行状況を踏まえ、繁華街における毎日収集の見直し・資源回収の導入を図る。短期的な対応としましては、繁華街地域の収集回数を見直し、あわせて資源回収の導入を検討する。中期的な対応として、民間収集移行状況や排出状況調査結果を踏まえ、さらなる収集回数の縮小を推進する。長期的な対応としましては、繁華街地域の行政収集は原則「家庭ごみ」に限定し、他地域に準じた収集体制とする、ということでございます。

一番最後に、これまでの方向性のまとめが載っております。

私からの説明は以上でございます。

会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたとおり、今回の「事業系ごみ対策」についてですが、大きく課題としては、事業系ごみの行政回収と繁華街収集への対応ということになると思います。今日は資料第5-2号の流れに基づいて審議を始めたいのですが、本日の審議終了予定について、何かございませうでしょうか。

計画管理課長 審議のまとめ、連絡事項も含めまして、5時までに終了していただければと思っております。

会長 わかりました。それでは、本日は5時を目安に、事業系ごみ対策に関しまして、各案件の課題と今後の方向性について、整理をしていきたいと思っております。まず、順に行政収集に関しての審議を行い、その後、繁華街収集についてという形で、順を追って審議をしていきたいと思っております。行政収集に関しましては、資料5-2号の12ページに、行政収集の課題と方向性（案）とございますが、ここに課題が1、2、3、4、5と列挙されてございます。先ほど事務局からご説明がございましたとおり、これらの課題に対応する形で資料が前についていて、課題1から課題5に関しまして資

料がついてございます。まず、この資料に関しまして、何か質問がございましたらお願いいたします。

委員 6ページですけれども、事業系廃棄物処理手数料の歳入推移ということで、実際のごみ量も下がっていて、推計値も下がっているというような状況ですが、どうしてこういう数字が出ているのかという質問です。

計画管理課長 区収集をする場合について、家庭ごみと事務系ごみが同じ集積所に出てきておりまして、分割して収集しているわけではございませんので、具体的なはっきりした事業系ごみ量の数値は23区とも持ち合わせておりません。これは、19年度の排出源調査をしたときの結果をベースにすると、こういった数値になってくるだろうという推計値です。そして、実際に排出されているごみ量から算定すると、こういった本来払うべき歳入額が出てまいります。よって、割合で言うと大体30%前後の数値になってくるということでございます。徐々に減ってきているというのは、全体としてこのところはごみ量がやや減少傾向にあるということでございます。

委員 ごみ自体が減っているということは、ごみ減がずっと進んできているというような背景があるのかなと思うのですが、同時に事業所数そのものの変化が出てきているのかなと私は推測をしたのですが、その点はいかがでしょう。

計画管理課長 事業者数もやや減少傾向にあるので、おっしゃるとおり、そういった影響もあろうかと思えます。

委員 もう一つ、質問したいのですが、いわゆるこの審議会の大きな主要な検討項目で、資源循環型地域社会の構築ということが出されています。前回、3Rの取り組みを審議しましたが、ごみ減の問題が一番というか一つの課題になっていると思います。事業系ごみに対するごみ減の働きかけ、それから、課題の中に出ていましたけれども、いわゆる資源化とか、それらを具体的にどのようにしていこうとされているのか。今の事業系ごみの対策についての説明を伺っていると、基本的には行政収集から民間収集に変えていくんだという部分が非常に大きくクローズアップされているように私は受けとめました。全体のごみ減、それからリサイクル化に対する計画というのはどのようになるのでしょうか。

計画管理課長 全体の取り組みでございますけれども、これまで確かに事業系ごみに着目した取り組みというのが、さほどなされていなかったという状況でございます。昨年度から、事業系ごみ対策について積極的に取り組んでございまして、先ほど豊島区の取り組み状況をご覧いただければと思います。ふれあい指導については従前から実施しておりますが、その他については、昨年度あるいは今年度の取り組み状況になってございます。この審議会で大きな課題としてお出しをいたしておりますのも、こういった事業系ごみ減量、リサイクルも含めた形のごみ減量というのは重要な課題であるということでご審議をお願いしているということでございます。ご審議を踏まえまして、私どもも新たに具体的な計画をつくってまいりたいと思っております。

委員 質問の最後にしますが、4ページの豊島区の事業所数（規模・業種別）ですが、私の想像以上に1人～4人とか、5人～9人という中小の企業が非常に多いというように思いました。例えば1人でやっているというような方のところであっても、あくまでももちろん事業所ですし、それから、その事業所から出されたごみによって一定利益を得て生活をしているという背景から見れば、コストの問題など検討しなければならない部分というのはあるのだらうと思います。ただ、中小企業が7割以上占める、中小というよりも小規模の事業所が7割以上を占めるというような状況の中で、民間収集にすれば、当然、ここにコストの問題がかかってくるのだらうと思うのですが、果たしてそういう形だけを導入をするというのはどうかなと感じています。横浜市のごみ収集が結構マスコミでも取り上げられているのですけれども、横浜市に関しては事業系ごみは一切行政が収集しません、というやり方をされているんだそうです。ただ、そういう中で、詳しいことは私は知りませんが、小規模の事業系というか事業所に対しては、一定の配慮をしているというようなお話をちらっと聞いたりもしました。私は、豊島区の事業所の特徴というか、こういう状況を十分踏まえた上で、民間収集に切りかえるのが本当に是なのかというようなことを、きちんと考えていかなければならないのではと、今、思っています。

以上です。

会長 今の点に関しましては、例えば11ページ、豊島区における事業系ごみ対策の最初のところで、事業系ごみ民間収集移行促進事業というのを20年度の新規事業で展開しているようでございます。これは一定数の事業者さんが民間業者と契約した商店街に補助金を支出し、民間移行を促進するという形で、横浜とは若干違うと思えますけれども、そういった措置をとっていると理解しております。ここでの話の基本というのは、事業系ごみに関しては行政収集中心ではなく、やはり民間収集に移行するという内容が、この資料からも読み取れるかと思えます。この流れというのは、要は自然の流れかと理解しております。いわゆる拡大生産者責任という考え方に即したやり方でありまして、これは循環型社会形成推進法での基本方針ですね。その流れに沿った方向性かと存じております。

その他、資料に関する質問、その審議内容に関してはこの後行いますので、今の課題1から5に関する資料へのご質問がございましたら、お願いいたします。

委員 先ほどのカラス対策の部分ですが、駅の周辺のカラスが減り、住宅地の方に集まってきてしまっています。自分も豊島区千川に住んでいますけれども、家の前の電柱あたりにカラスが大分増えてきてしまいました。若干、木も多いものですから、そういった影響もあるのでしょうかけれども、こちらの方も何とかしてもらえないかと思っています。

会長 繁華街収集の件に入っておりますけど、結構でございます。お願いいたします。

清掃事務所長 清掃事務所長ですけれども、一般家庭のカラス対策としては、カラス対

策用ネットをお配りして、カラスの対策をとっています。それから、一般の家庭を対象にして、3月の後半から6月いっぱいまで、カラスがちょうど子育ての時期ですので、その時期につきましては巣の撤去、生まれて卵がかえった状態での巣の撤去ということで、区の事業として取り組んでおります。

会長 それでは、また繁華街収集の方に話が行ってしまったので議論を戻しまして、行政収集に関しての課題と方向性、特に12ページに書かれております課題と方向性に関しまして、これは資料の内容に即しましてご議論いただければと思います。幅広くご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

先ほども言いましたように、ここでの課題・方向性の基本的な考え方というのは、先ほど循環型社会形成推進基本法という、国の基本方針でありますところの循環型社会に向けての考え方のEPR、拡大生産者責任、いわば生産者側にごみ処理の責任を大幅に持たせるという方向性で考えているということだと思います。収集に関しまして、特に繁華街地域に関しては後で出てきますけれども、行政収集の役割の見直しということがここに重点的に取り上げられていると思います。この課題が1から5でございますが、方向性としては、行政収集の範囲を縮小していくという流れでございます。こういう方向でよろしいかということを中心にお話しいただきたいと思います。

委員 すみません、遅れてきて突然言うのも恐縮ですが、一つは行政収集から民間収集に変えたときに、今度は民間収集業者の指導といいますか、そのコントロールをどうされるのかということについて何か考えておられますか。ほとんどの収集業者は適正に処理すると私は信じておりますけれども、やはりいろいろ問題が起こるところでもございますので、そのためにこれまで行政収集をしているという理由もおそらくあるかと思えます。行政収集には信頼がおけるという意味ですね。その辺をどうするのかというのが一つあります。

もう一つは行政の役割についてです。資料として配られております豊島区事業系廃棄物排出実態調査報告書という冊子、これは中身を見ていきますと、細かいデータがたくさん載っております、研究している者にはとても楽しい資料なのですが、その中に、例えば54ページあたりからアンケート調査の結果が載っております、各業種について、例えば民間収集をしない理由は何とか、もし委託するならば、その条件として何があるとか、現に民間収集をしているところについて、なぜしているのかとか、こういうデータが載っております。これを見ますと、やはり「民間収集を知らない」ですとか、「業者がどこにあるかわからない」というのがありますし、それから、例えば62ページについて、ごみ手数料の改定について知っていますかという質問について、ほとんどが知らないと答えているということがございます。やはり、周知が、いま一つ、事業所に対しては弱いのではないかというようなところが読み取れると思われま。

以上です。

会長 2点ございまして、民間収集に移行する際に、従来は行政収集の形で安全や信頼という点が重視されて、確保されたのに対して、民間に任せただけの場合、大丈夫かという点が1点と、もう一つは、情報提供に関しての考え方ですね。そういった点のご質問がございましたが、いかがでしょうか。

清掃事務局長 清掃事務局長ですけれども、まず、民間収集業者につきましては、20年度より清掃事務所内に許可係という業者さん専門の係を新たに設置しまして、立ち入り検査や指導等を行って、適正にごみ処理が行えるような形で区としても対応しております。

それから、もう一点の収集業者がわからない、それから手数料の値上げ等が周知されていない点についてですが、今は23区で約600の業者さんがおりまして、豊島区では300の業者さんが業を営んでおりますけれども、そちらのPRと、また、料金値上げについては、私どもはホームページ上での周知に加え、5月からは広報車で回りまして、ごみ処理の料金が上がったという形で積極的にPRをしているところであります。

委員 すみません、補足をさせてください。今の委員のご指摘はごもっともでございます。昨年度から、豊島区内でたくさんの作業所を抱えていらっしゃる、また、収集量が多い事業者さんと私どもと、連絡会、情報交換会を始めました。今までそういう組織はありませんでした。都市の廃棄物の収集・処理、リサイクルに携わっている、ある意味仲間ということで、さまざまな情報交換をしようということでもって、何か改善できないだろうかということを目指しています。それから先ほど、民間に任せるとどうも不安だという率直なお話があったのですが、これから私どもは単に民間の事業者さんに移っていただくのではなくて、そのときに、例えばサービスの質といいですか、非常に質の高い営業なり、業績を上げていらっしゃる、例えばリサイクルの知識だとか方法などについてもアドバイスをいただけるような、また、ごみを出される事業者さんとの信頼関係を非常に熱心に築いていただけるような収集業者の方がいいご商売・ビジネスができるような関係を構築するため、我々としても情報提供していく方向を目指したいと考えております。趣旨は今申し上げたとおりでございます。今後、行政としても事業者さん、収集業者さんとの関係、それから、一般のごみを出される事業者さんに対する対応についても、収集事業者さんと一体となって対応していく等、今までやってこなかったところも含めて、ぜひ対応をしていきたいと考えています。まだ、結果が出ていないのが残念ですが、そういう形で取り組んでおります。

以上です。

委員 では、業者側から。今のご心配、ご懸念はそのとおりです。例えば今、六百数十社の会社がありますが、車両台数、事業規模になりますと、ベスト10ぐらいまでの収集事業者は、かなりの対応が可能だと思います。しかし、それ以下になりますと、何か事があったときにどうやって助け合うかというような、そういう組織、システム

が必要かと思えます。

以上です。

会長 その他、12ページを中心に、方向性や課題に関しましてございましたらお願いします。

委員 11ページのところで、先ほどお読みいただいた部分ですが、20年度の新規事業、一番最初のところに3年間の限定実施をするということですがけれども、豊島区の中には、いわゆるシャッター街というか、商店街がなかなか活性化しきれないような状況が今あると思えます。全体として幾つぐらいの商店街があって、このような契約をできるような商店街というのは、実際、どの程度あるのでしょうか。ここに書いてあるのは現状と実績ですよ。20年度以降にどういう形で進んでいくのかということをお聞かせ下さい。

清掃事務所長 今年度、約400万の予算計上をしております、1事業者当たり2万円ですので、その単純な掛け算ということになります。それから、3年間合わせた約1,000万を事業規模を考えておりますので、その規模を踏まえて商店街に対してお声をかけて、事業を進めてまいりたいと考えております。

委員 そうではなくて、要するに今、豊島区内の商店街が大体幾つぐらいあるのかということ。その2万円と400万円という数字で、大体200カ所ぐらいの事業所を対象にしているというお話はわかりました。でも実際の商店街のうち、その中の200カ所というのは、どのぐらいの率になるのか。そういった実態をお示しいただきたいのですが。

清掃事務所長 現在、商店街の中には、既に業者さんが収集されている事業所もあります。要するに事業規模、最低20以上の事業が集まったところが対象ですので、商店街の規模を勘案しながら、今、商店街を選定している最中でございます。

委員 そうしましたら、これは出されました実態調査の報告書を見ればわかるのかもしれませんが、後ほどで結構ですが、資料として数字をお示しいただきたいと思えます。

清掃事務所長 わかりました。

会長 他にございますでしょうか。

それでは、基本的には、12ページにあります案に沿った形で整理させていただきたいと思えます。それでは続きまして、資料の13ページ以降の繁華街収集に関する審議に移りたいと思えます。繁華街収集に関する課題と方向性は21ページに掲げてございます。まず、課題としては、繁華街地域における収集のあり方です。毎日収集しているのは我が豊島区ともう一つは台東区でございますが、これは15ページに他の地域の繁華街収集の状況が書かれております。この部分で補足させていただくと、台東区、たまたま私が関与しておりますので、そこでの情報ですがけれども、この可燃ごみと不燃ごみに関しまして、週6回収集となっておりますが、これは減らす方

向で考えているようです。基本的に豊島区さんと同じ方向性というか、収集回数は減らすという方向で考えているようでございます。あと、渋谷区に関しましては、資源回収、週1回になっていきますけど、これは3回になるようです。ここにあるデータからは若干状況は変わるようでございますが、現状では、毎日収集という状況は見直そうというのが、この課題と方向性の基本的な考え方だと思われまます。これに関しまして、課題に沿いました形で資料がついております。13ページから20ページまでございますが、この資料に関してのご質問、あるいはご議論も含めましてお願いしたいと思ひます。特に商店街の立場から何かございましたらお願いしたいのですが。

委員 行政収集と民間収集の役割分担の明確化というのは、先ほどお話がございましたけれども、まだまだ私たちの方では不鮮明なことばかりであります。まず、委託経費、処理業者というところでも、私どもは分かっておりません。それからもう一つは、商店街でまとめてごみ収集に対する予算を組みましようという点です。この前も、区商連の方へ説明に来てくれたんですけども、現実にはまだそこまで動き出してはいません。ただし、これはやはり私どものテーマでございますので、区商連の執行部の方で話し合った中で、各担当の商店街に流していくということは可能であります。ですから質問の中で、今現在、豊島区の商店街の中ではどうなんですかというお話もございましたけれども、随時、民間収集へ移行していくことは可能だと思ひます。ただ、一番初めに言いましたように、民間の収集業者のチェックはどうかとか、そういう細かいことがまだ一つも見えていませんので、それ以上に前に進むことができないというのが現状であります。

以上です。

委員 私も今のご発言も含めまして、さっき最終的にこの問題をどう受けとめるかというところで、ちょっと発言をし損なってしまったので補足をさせていただきたいと思ひます。会長さんがおっしゃられたように、私も拡大生産者責任という部分に関しては、基本的にはそういう方向は当然だと思ひますけれども、ただ、豊島区に関しては、前回の審議のときにも、容器リサイクル法の具体的な施行に関しては、長期的計画に掲載されたかと思ひます。拡大生産者責任、特に大手事業者にそういった責任を求めていくということに関しては、国もそうですし、都もそうですけれども、区もどちらかというあまり明確に出していないと思ひます。それでいて7割以上占める中小企業に対して、一応、事業系だということで、その責任だけを求めるという方向性、そして、責任を求めるということは有料化であるという捉え方ですけれども、それは行政責任をなくして行って民間に委託をするということと、私は簡単には結びつかないだろうと思ひます。ですから、その拡大生産者責任を求めるという上で、民間に任せるといふ流れというのは、果たしてどうかと私自身は疑問を持っています。それから、もしこういう方向づけが出されたにしても、ぜひ、いわゆる小規模の事業者に対しては、それなりの対策をやっぱりとっていくべきだろうと思ひます。

また、そういう部分というのはきちんと示していく必要があるのではないかと考えています。

それから、繁華街に関して質問させてほしいのですが、池袋駅の東口で毎日収集をするとか、それから、お客さんが帰った早い時間帯に収集するというのは、何十年という経過を経ていると思います。先ほどお話がありましたように、カラス対策とかネズミ対策という、衛生面での対策が最も大切だったと思います。収集回数を減らすということは、特に食品系のところから出されているごみがどこかに一時的に保管されるような形になっていくことにつながります。大量の生ごみがどこに保管をされるのか、それが池袋駅の東口・西口、こういう繁華街の衛生を守る上でどうなんだろうかと考えています。今まで取り組んできた経過と、それから、今回、収集の回数を減らしていくという方向性の中で、それに代わるもの、こういうことをするから大丈夫であろうというような施策が示されないと、せっかく定着をして今のような状況をつくっているのに、その回数が減らされてしまうとどうなってしまうのだろうということが疑問です。

以上です。

委員 今のご懸念について、ご返答させていただいてもよろしいでしょうか。繁華街、特に飲食店については、生ごみの比率が非常に高くなっております。今日、お配りしたアンケートについても、飲食店ではほぼ毎日のごみが出されているというのが実態なのではないかと考えております。先ほどの官民の役割分担とも関係するのですが、行政が毎日収集していることで、民間の収集事業者さんのお仕事を奪っているという側面がないだろうかと考えています。全部の業種を見ていただきますと、繁華街には、毎日収集をする必要がない業種もございます。したがって、毎日収集をしなければならないというお店といたしますか、事業所さんにとっては、私どもは集団で民間収集へ移行していただくことをお勧めしております。民間の収集事業者さんの非常に柔軟な体制をご利用いただくという方向とあわせて、繁華街収集を見直していこうと考えております。

委員 繁華街では、資源回収をしていないようですけれど、その理由はどうなっているのでしょうか。お聞かせ願えますか。それから、池袋駅周辺の一部で実施となっている日曜収集ですが、この一部というのは、繁華街の範囲の地図の中の墨塗りと先ほどおっしゃいましたが、その一部というのはどの程度までですか。そのことをお教え願いたいのですが。

計画管理課長 まず、繁華街地域で資源回収がなされていないというところがございますけれども、繁華街地域では、毎日、可燃ごみと不燃ごみとが集積所に出されている状況でございます。資源回収を行うと、コンテナ等を設置することになりますが、これを同時に同じ集積所に置くというのは非常に難しい状況でございます。したがって、収集回数を縮小するという方向とあわせて、資源回収を繁華街の中で図っていくこと

について、検討していこうと考えております。

それから、地域のところですが、はっきりしない図で申しわけありませんが、薄く墨塗られた部分が東西にあります。左の下に対象地域が載っております。まず、西口のところをご覧下さい。これは西池袋一丁目と書かれている地図のところなのですが、これは西池袋一丁目の全域、三丁目の一部、池袋二丁目の一部となっております、これは若干北側に寄ったところでございます。それから、東口の方が広いのですが、東池袋の一丁目の全域、二丁目・三丁目の一部、南池袋の一丁目・二丁目の一部ということで、この薄く墨塗られた地域の部分のところが、日曜も含めて毎日収集を行っているという地域でございます。

委員 繁華街で日曜収集もしている場所のごみ処理券の貼付率というのは高いのでしょうか。

清掃事務所長 はっきりしたことはわからないのですが、昨年度から、特に西口につきましては、集中的に集積所の分散等に取り組み、ビルの前にごみを出すことを進めたため、貼付率については上がってきております。ただ、池袋東口についてはまだこれからでございます。東口についても貼付率を上げるような形で取り組んでおりますけれども、全体の貼付率が32%ということですので、やはり今ひとつであろうかと思えます。

委員 その場所だけで考えたときは、32%という数字ではないと思いますが。32%というのは区全体で見たときですよ。また、非常な努力をして、赤い紙を貼って、検査までやっていましたけど、最近見受けなくなりました。あのような取り組みによる貼付率の向上効果はどうだったのでしょうか。

清掃事務所長 実施している最中につきましては、非常に効果が出たと思っております。しかし、やめると同時に、元には戻りませんが、やはり少し数字が落ちていくようです。調査を実施している間は相当高率を維持していると考えております。

計画管理課長 豊島区事業系廃棄物排出実態調査報告書の66ページですが、事業系有料ごみ処理券貼付の状況を実際に調査いたしました。繁華街地域に含まれている事業者を対象に調べております。この調査の範囲の中では、図の3-1に載っておりますように、可燃ごみについては、もうほぼ90%がシールのない状態、不燃ごみには、ややそれを上回る92%程度がシールのない状態ということで、これだけの調査ですべて言えるかどうかわかりませんが、これからすると繁華街の貼付率は極めて低い状態でございます。

委員 このデータからすると、繁華街地域の中小企業がごみ処理に要するお金を払わずに、サービスはほかの地域より受けているようですが、これはちょっと矛盾だろうと思えます。ごみの収集方式というのは何か他にないのでしょうか。

委員 清掃環境部長でございますけれども、やはりこうした池袋でのさまざまな事業活動の実態を、重層的・複眼的に把握していかなければならないと思っております。特に

池袋では、同じビルでも非常に早い頻度で事業者さんがかわってしまう、それから、実際の経営者さんがどなたなのかわからない、あるいはビルオーナーさんがどのように管理についての役割を果たしているかということについても、さまざまな形態があるようです。よって、個別に出されたごみ、券が貼っているか貼っていないか、誰がこういうごみを出したのかということ把握するのは大事なことです。いわゆる地域やエリアを総合的に管理するといいますか、マネージするようなことも大切かと思えます。例えば言い方はよくないのですが、商店街の皆さんで目を光らせていい街にしていこうというような具合ですね。そういうところには、我々も支援をいたしたいと思えます。そういった中で、例えばビルオーナーさんも、これではいけないんだ、業者に管理を任せたままでは問題なんだということで、エリアで管理していかないと限界があるということを考えてくださるかと思えます。よって、個別の事業者さんの対策に加え、地域の組織に頑張ってもらって、そちらも応援をするということで、現在、両面作戦で考えたいと思っております。

委員 シールを貼らないということは黙って隠れて出しているということですからね。そういう意味では、私自身も、事業者の人たちに責任をきちんと持っていただきたいと当然思えます。でも、実態として、何年やってもこういう状況が続いているということは、ごみを出すという中でリサイクルもしまししょうですか、あるいは、ご自身の出したごみに関しては自分で責任を持ちましょうなどという啓蒙活動が足りないのではないかと思います。今、部長さんもおっしゃいましたけれども、そういう流れと相まって一緒に進んでいかないと、なかなか実績を上げることができないのではないかと思いますよ。不法投棄をするから有料化しますという、反対にまた不法投棄が増えるというのも実態です。私は、日本人の道徳的な部分の欠落ということも正直感じますが、いわゆる有料化を実施すればごみがなくなるのかというような単純なものではないと思えます。さまざまな動向や側面を把握していかなければならないだろうと思えます。そういう中で有料化も位置づけなければならぬし、民間委託も位置づけなければならぬのと思っています。私は、繁華街のごみの収集回数を減らすこと自体、否定はしません。しかし、そのときに予測される問題への対策をどうするのか。例えば、この間視察に行かせていただきましたけれども、あのような形で食品のメタンガス化をするのであれば、それは一つのリサイクルですから、それを積極的に進めていくことも検討すべきかと思えます。それから、雑誌や新聞紙が生ごみと一緒に溜まっているのを見ますけれども、それに関しては、どのようなやり方をすれば分別を徹底できるのかということも検討すべきかと思えます。そのためには、事業者側の労力が非常にかかります。また、区の職員の方々のご努力も相当求められると思えます。しかし、ごみ処理券の貼付率と関連している分野と一緒に取組んでいかないと、基本的には私はごみ処理券の貼付率というのは上がらないのではないかと考えて、この表を今見えています。頑張りたいなと思えます。

以上です。

委員 これは他区のことですが、今のシールの件の関連で申し上げます。例えばお隣の新宿区さんの場合、ここで見てみますと、可燃ごみが週6回、不燃ごみが週1回ということですが、前年度までは不燃ごみの収集が週6回でした。今年度初めて資源回収を導入するというので、週1回になりました。資源組合がびん・かん・ペットボトルを集めているのですが、事業系なので、これは有料シールを貼らないといけません。シールの貼ってある率がおよそ74%です。4年ぐらい前から、こういった資源は別に回収したいという要望を商店街の方に言うておりまして、今年の4月から始めました。非常によく協力してもらっているようです。ただ、可燃ごみの中にはまだ資源が混じっているのではないかとということで、これからその可燃ごみをもう少し調べてみて、資源物が入っているかどうかを今後確認することになっていくと思います。先ほど言いましたように、商店街が組織立っているところで、きちんとした対応をしていくと、そこそこの効果は上がってくるという結果が出ております。最初は手前どもも、集めた資源の中には生ごみなどがかなり混ざってしまうのではないかと懸念をしていましたが、意外と少なく、町田市の分別回収よりは若干落ちますけれど、非常によい状態で回収できております。そういった経緯がございますので、ご報告いたします。

委員 先ほどのシール貼付率のデータは壊滅的で驚いたのですが、やはり事業系の一般廃棄物への対応は非常に甘いなということを感じました。産業廃棄物ならば、完全な不法投棄になりますので、これは犯罪ですよ。事業をされている方々が、不法投棄をしないというのは事業活動の責任ですが、そういったことに対する意識が非常に低いようです。そういうことは厳しく伝えておくことが大切ですので、委員がおっしゃるように、セーフティーネットは設けておきながら、収集回数を減らすとか、手数料をもっと上げてみるとか、そういったことを実施してみて、ごみを出すことについての配慮や責任感を育てていくことは非常に大事だと思います。私は産業廃棄物の方の研究をやっておりますが、やはりそれに比べると本当に事業系一般廃棄物には問題が多いと思います。

委員 先ほど部長さんおっしゃっていたんですけれども、基本的に毎日収集を行っても、繁華街の業種の中には不必要な事業者もあるわけですよ。これに関しては、はっきりといろいろなデータが上がってきているわけですよ。そうすると、収集回数を減らすことは可能なわけですよ。要するに絶対に収集しなければいけないものと、収集回数を減らさなくてはならないものという分類は可能ですよ。

それと、まだ私は信じられないのですが、本当にシールの貼付状況はこのような状況なのですか。

委員 先ほど計画管理課長から、低いにしても余りにもよくないデータをお示しさせていただいたのですが、地区によってはあり得る事例です。今、イタチごっこのような

形で頻繁に対策を講じているのですが、先ほど申し上げたような実態もございまして、貼付率向上には苦慮しております。

委員 確かに、うちの方でも、ビルそのものが1か月で変わってしまいます。そこを指導しろといっても、これはなかなか難しい問題です。ただし、そういった場所が縮小されています。今まではばらばらにあったのですが、それが縮小されて一つの場所へ集中し出していますから、ごみ処理券の貼付指導はしやすくなってきているのかなと思います。これも私ども、頭に入れさせていただいて、もう少し会議の中でいろいろと強く言っていかなければならないのかなと思っています。また、繁華街以外のところの状況も、後ほどで結構ですから私どもに教えてください。よろしくお願いします。

会長 繁華街収集に関しましては、基本的な方向性として見直しの方向だということですが、見直しに伴うさまざまな問題も予測される場合には、それに関してもケアをしていくことが必要だと思います。その他、特にございますでしょうか。

委員 部長さんに伺いますが、この14ページの繁華街の地図の墨塗りの地域に、ごみ問題に対して発言できるような、きちんとした責任者の方はおられるのですか。頻繁にテナントが変わるビルの中ではそういう方は少ないのではないですか。お教えてください。

委員 この地域でご商売をして、地域がきれいでないとか商売あがったりだ、売り上げが落ちて困るんだ、ということを実際に考えていらっしゃる方は、ご見識の高い個別のビルオーナーさんの中にもいらっしゃると思います。ただ、私どもが接している範囲では、やはり地域の商店街の方々です。地域が汚くなって困る、不正なごみ出しがあっては困る、と考えていらっしゃるのはいはり商店街さんであり、とりわけ、その役員の方だろうと考えております。

委員 この墨塗りの地域で、この方に言えばきちんと対処してくれるという方を、しっかりと見てはいかがですか。

委員 商店街の方はこちらでご商売をされていますから、皆さん、日常、目を光らせていただいています。しかし、商店街の方々だけにこういったことをお願いしていいものではないでしょうか。例えば防犯の問題や治安の問題についても取り組んでいらっしゃる。季節になればお祭りもやっけていらっしゃる。いろいろな活動を担われていらっしゃいます。ですから私どもも考えていかなければいけないのですけれども、その地域をよくしていく、マネジメントしていくというのは、ただ単に商店街の方だけ、住民の方だけの責任でしょうか。そういったことを改めて、ごみ問題という切り口でも結構ですので、皆さん地場でビジネスをなさっているわけですから、大企業の方も含めて地域に関係する方々の間で色々と考えてもらうということをお願いしていくということが必要だと思います。

会長 その他、ございますでしょうか。

委員 先ほども 委員の方からありましたが、繁華街のごみに関しては、特に飲食店

が多いので生ごみが一番多いであろうということで、区内の小中学校で発生した生ごみについて、豊島区は20年度から先日視察したバイオエナジー社への持ち込みを始めていますね。施設の関係上、すぐにははいかないかもしれませんが、今後の流れの中で、一般の事業系ごみに関しても対策が考えられるかと思えます。すぐには、なかなか明確なお答えができないかもしれませんが、どのようにお考えになっていらっしゃるのかを確認させてください。

委員 豊島区は繁華街を抱えておりますので、大幅なごみ減量ということを考えますと、この生ごみの問題を抜きにしては語れないだろうという認識は持っております。今までは、清掃工場へ全部運んで焼却をしていますが、その工場での処理のあり方も含めて検討が必要だと考えています。ご覧いただきました施設のように、一定の技術が実用化されてきておりますから、基本的には、やはり地域で出たものを地域で資源化していくという方向を追求したいと思っています。しかし、現状では様々な規制があり、技術的な面でも課題がございます。今は、海の近くに施設が設けられていますけれども、都市型という形での設置が可能かどうかということも慎重に検討していかなければなりません。ただ、やはり非常に積極的に検討・研究すべき課題であろうと思えます。もし、生ごみが資源化できますと、電気や熱に変わって利用でき、残渣が5%になって、乾燥されたものが清掃工場へ行って、工場の焼却も安定するということになりますので、非常に利益といたしますか、メリットは大きいだろうと考えております。

委員 時間もなしで申しわけないのですが、皆さんの話を聞いていて、なるほどと思えました。 委員初め、ごみを何とか減らしていこうということでは、皆さんの考えが一致していると思えます。ごみの方向性に関する基本理念というところでは、やはり出した後、前回見に行ったようなバイオ系の施設でリサイクルするなどということも大事ですが、まずごみを出さないようにしていくにはどうしたらいいのかというのが、まずこの理念だと私は理解しています。ですからごみを出さないようにするためには、やはり行政による指導というのも有力かもしれませんが、出すならば、先ほど会長のおっしゃっていたように、EPRという考え方に即して、出すならば最後まで自分できちんと責任を持って排出するというような理念を考えていくべきだと思います。感想的なことを言って申しわけないのですが、まず最初にごみを出さないという点に重点を置くべきだろうと思っています。

委員 ビルの中に入っています飲食店ですが、ごみの集積所が管理されていないですね。ごみを置く場所がないものだから、表に出していった方が早いだろうということで、表に出している方が多いようですね。ですので、そういう設置場所をきちんと管理したビルを建てていった方がいいのではないかと思います。そういった面も指導していただければと思います。

清掃事務所長 現在、一定規模以上の建物につきましては、排出場所について、設計時から私どもが入りまして、貯留施設などについては建てる前から指導の上、設置して

いただいております。ただ、規模が小さくなりますと、私どもの対象外ということになりまして、そこまで至ってはおりません。今、委員のご説明のとおり、保管場所を設置していない建物というのは相当数あることも事実でございます。

委員 資料5 - 2の11ページですが、中ほどに事業用建築物の廃棄物の減量対策事業、名前がわかりにくいですが、要は、今ご指摘がございましたとおり、今まで3,000㎡以上ビルの規模に対して一定の届け出や、管理責任者の設置を要請していたのですが、この規模を1,000㎡まで下げようと考えております。ですから、棟数が多くなって、先ほどのように管理があまりよろしくないようなビルも入ってくるのですが、ここまで基準を下げないと、今のようなご指摘に答えられないということで、ここに着手しようと思っております。

委員 建物そのものに責任があるのだということは、その通りだと思っております。テナントに貸す以上は、その建物の所有者、管理者が責任を持つと割とやりやすいですね。テナントごとに管理をしると言われても、これはなかなか難しいですね。

清掃事務所長 廃棄物の管理責任者というのを届け出ただきまして、そちらの方に対して、その建物全体を管理して下さい、という制度でございます。これを1,000㎡まで下げることによって、管理会社が入るか個人かは別ですけれども、その方に管理をしていただくということになっております。

会長 その他ございますでしょうか。基本的な方向性と申しますか、短期・中期・長期といったところに関しましては、基本的によいということで理解してよろしいでしょうか。ただ、見直しに伴いまして、さまざま問題が指摘されましたが、これに関しての十分なケアというか、そういったところも重視するということが必要かと思っております。これは先ほどの12ページの行政収集に関しましても同じことが言えると思っておりますが、基本的な方針はよろしいとして、それに伴います問題について多々ご意見がございましたように、十分に配慮するということが必要かと思っております。そういう形で、本日出ましたご意見を事務局の方でまとめていただいて、整理していただくということでもよろしいでしょうか。事務局の方、どうですか。

計画管理課長 そういう方向でまとめさせていただきます。

会長 それでは、そういう方向性かと思っておりますが、その他ございましたらお願いします。この他、今日、時間の関係で出なかったとしましても、その他の資料を再確認する中で質問やご意見ございました場合には、事務局に報告いただくと助かります。そういうことでよろしいでしょうか。

計画管理課長 もしできましたら、あまり時間がないのですが、今月中に、どういう形ででも結構です。メールでもお電話でも結構でございますので、ご意見等がございましたら私どもの方に寄せていただければと思います。よろしく願いいたします。

委員 ちょっと1つだけいいですか。商店街の回収で、都内でいろいろな事例がありますので、2つほど紹介いたします。新宿は先ほどありましたけど、銀座では、1丁目

から8丁目までを各業者が担当しています。これは袋を前売りして回収するという制度で、もう大分前から実施しております。それから最近、港区さんの大きな商店街、連合会ですが、そちらの方で手前どもと他の業者が入札を、要するにコンペということを実施しております、今日の資料に掲載されている料金よりはるかに安くなるという事例もあります。やがてそのどちらかが選択されると思いますが、積極的に商店街さんが取り組むというところもあります。ただし、一つ懸念されるのは、自由が丘などでトラブルが起きたりしていることです。あと、早稲田商店街さんはすごいですね。料金もリサイクルも圧倒的、都内ナンバーワンということで、よくテレビに出ています。

以上です。

会長 それでは、本日の審議を終了したいと思いますけれども、次回の予定含めまして、事務局から何かございましたらお願いいたします。

計画管理課長 次回の予定の前に、あまり時間がなくて申しわけございませんけれども、配付した資料の中の資料の第5 - 3、新資源回収（廃プラスチックサーマルリサイクル）実施プランの概要について、簡単にご説明をさせていただきます。本体については後ほどご覧いただければと思います。概要をお取り出し下さい。実施プランの概要でございます。1枚おめくりいただきまして、2ページからお願いいたします。既に何度かご紹介をさせていただいておりご存じかと思いますが、本年の10月に向けた本格実施に先立ちまして、昨年7月からモデル実施を行っています。ここに書かれている地図に落としておりますけれども、駒込地域、目白地域、池袋本町地域、世帯数にして全体の約10%の地域でモデル実施を行っております。モデル実施の中身は下段の方に書いてあります。主な変更点は、資源回収の拡充ということで、毎週1回から毎週2回に資源回収回数を倍増いたしました。それから、廃プラスチック、ゴム・皮革類を不燃ごみから燃やすごみに変更いたしております。こういった改正でございます。その結果、モデル実施地域の状況ですが、7月から2月までの統計をとり、3ページにその結果を掲載しております。ごみの総量は実施前に比べて9.7%減少しております。内訳ですが、燃やすごみについては9.4%増加、金属・陶器・ガラスごみ、従前ですとこれは不燃ごみになりますけれども、78%ということで、大体5分の1程度になっております。

一方、資源でございますが、3ページの下をご覧ください。資源の総量は実施前に比べて38%、約40%近い増加を見ております。びん・かん・ペットボトル類、紙・布類を週2回回収しておりますが、1日はびん・かん・ペットボトル、もう1日は紙・布類という集め方をしております。いずれも38%の増加になっております。

4ページをご覧ください。この7月からのモデル実施の期間中、豊島清掃工場の安全性、環境負荷の調査を2回、実施しております。いずれの調査の結果も基準値を下回っております、基準値のない項目については通常の出現範囲にとどまっております。モ

デル実施の影響は、現在のところ認められておりません。本格モデルも12月に実施した本格モデルの数値を掲載しております。

それから、下段の方でございます。この廃プラスチックサーマルが本格実施に移った場合、環境への影響はどうかという部分でございます。最終処分場の延命化というところをご覧いただければお分かりになると思います。温室効果ガスは、全体として0.7万トン増加するということになっております。ただし、先ほど言いましたように不燃ごみが大幅に減少します。不燃ごみ中継所は、10カ所あるうち、6カ所が廃止予定でございます。それに伴いまして、収集運搬の車両が大幅に減少する見込みでございますが、その見込みがまだ不明確な点があるため、その点については考慮されておりません。ちなみに豊島区では、仮に37台から27台ということで10台の清掃車両を減らした場合、約0.05万トンの温室効果ガスの削減が見込まれます。環境省から示されている数式に基づいて計算しますと、10台の減少でこういった数値になるということでございます。

それから、6ページに、本格実施の概要について書いてあります。10月1日から区内全域での実施を予定しておりますが、実施内容はモデル実施の中身と同じでございます。ごみの分別変更については、廃プラスチック等が不燃ごみから燃やすごみに変更になります。それから、収集日ですが、資源については週1回から週2回に変わります。可燃ごみは変更ございません。不燃ごみについては、週1回から月2回、ほぼ半減ということになります。それから、排出時間ですが、時間帯収集をとりやめます。また、できるだけ午前中に燃やすごみ、生ごみ等を回収するところから、30分繰り上げて午前8時から収集することにしております。

それから、6ページの下の方に本格実施に伴うごみ・資源量の想定を掲載しております。以前、実施方針を定めたときに、一定の想定をしておりますけども、モデル実施の状況を見まして、予測を変更させていただいております。可燃ごみについては9.4%の増加、不燃ごみについては7.4%減少、資源については50%の増加、本格実施になった場合の見込みを現在のところこのように立てているところでございます。

7ページです。7ページについては、新たな収集体制と経費ということでございますけども、これまで実施方針で一定の見込みをさせていただいております。(2)、(3)あたりに、これまでの経費の見込みを立てさせていただいておりますけども、収集体制については、資源回収を委託しておりますので、実施方針のとおりの見込みでございますが、ごみの収集経費については、区内全域で実施した場合の収集・運搬体制をまだはっきり立てられておりません。まだ全体の影響を見据えることができておりません。そこで、実施方針から大幅に削減額を減らしております。

それから、最後のページ、8ページです。今後のプランの実施状況ですが、現在は、5月期でございます。地域に対しての周知を行ってまいります。モデル実施と同様の周知方法でございます。フォローアップについても、実際に10月から始まって、集

積所のごみの出し方、資源の出し方が適正になされているかどうか、そういった状況を把握した上で、必要な場所については再周知を図っていきたくと思っています。豊島清掃工場の実証確認についても、昨年同様、本年度についても2回実施する予定でございます。7月、10月の予定でございます。地域連携事業、戸別配布は7月から、フォローアップは10月からを予定しています。周知については、各ご家庭等に対するチラシの戸別配布を非常に有効な手段だと考えております。それから、10月の各地域の集積所の状況、こういった出され方をしているかという調査を、地域連携事業という新しい事業ですが、町会さんに委託契約でもって委託料をお支払いして実施していただくという形式で、現在、各町会さんと調整中でございます。それから、実施後の検証については、モデル実施と同じような検証を行っていきます。次に、一番最後、専用電話の設置でございます。本格実施に先立ちまして9月あたりからいろいろな問い合わせ、事業が始まって以降も色々な問い合わせがあろうかと思っておりますので、特別に専用電話の設置を考えているところでございます。一番最後のIT化の推進については、集積所の状況の管理システムを、今、構築しておりまして、それが来年の3月からシステム稼働する予定でございます。

最後に、今後のリサイクル・清掃事業の課題については記載のとおりでございますので、ご覧いただければと思います。

簡単でございますけれども、実施プランの概要のご説明でございます。

それから、次回の予定でございますが、6月18日、水曜日、午後2時(1)でございます。場所でございますけれども、生活産業プラザの8階の多目的ホール(2)を予定しております。ご審議いただく内容は、スケジュールに書いてありますが、家庭ごみの対策、システムの評価でございます。詳細については、追って文書でもってご案内をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

最後でございますけど、まだ報酬を受け取られていない委員さんにつきましては、しばらく終了まで席でお待ちいただければと思います。

事務局からの連絡は以上でございます。

会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして第5回豊島区リサイクル・清掃審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(午後4時52分閉会)

- 1 その後、6月17日(火)午後3時に変更
- 2 その後、議員協議会室に変更